

【現地調査報告書⑬——福島県浪江町】

訪問日時：平成 23 年 12 月 9 日（金）

訪問先：行政運営班（浪江町役場二本松事務所）

<要約>

● 被害概要（全体）

3 月 11 日発生の東日本大震災で、浪江町では震度 6 強を観測した。死者 175 名・行方不明者 7 名の人的被害¹⁹²があった（町人口の 0.9%）。3 月 12 日、津島支所への町災害対策本部移転を決定した。3 月 15 日、町独自の判断で、30km 圏を超える地域も含む全町避難を決定し、二本松市へ避難した。4 月 22 日には、福島第一原子力発電所半径 20km 圏内が警戒区域となった。9 月 16 日に原発避難者特例法に基づく指定市町村となった。¹⁹³

本庁舎は、地震の揺れによる一部損壊はあったが、津波による被害はなかった。原発事故による避難に伴い、役場機能は、津島支所（浪江町内）、二本松市東和支所、福島県男女共生センター（二本松市内）と、3 度も移転した。平成 24 年 1 月現在、福島県男女共生センター（二本松市内）内で、役場業務を継続している。

● ICT 部門概要

3 月 11 日時点では、企画調整課企画経営係。被災以降は、班体制の中で行政運営班となった。担当者は 2 名。

震災前、住基・税・福祉システムのデータは、いわき市内にある情報システム委託事業者のデータセンター内のサーバへ、毎日バックアップを行っていた。戸籍データについては、庁舎内で毎日バックアップを行っていた。

● 3 月 11 日からの状況（概要）

地震発生直後、本庁舎内が停電となった。電話（固定・携帯）が利用できず、衛星携帯電話も整備していなかったため、外部との連絡手段がなくなった。庁舎内は、翌 12 日の早朝に復電した。5 時 44 分ごろの「10km 圏内避難指示」をテレビで見たことから、浪江町内の 10km 圏外の地域（津島地区）への避難を決定した。浪江町内の 10km 圏内の住民は、全人口約 22,000 人の 9 割に当たる。役場庁舎も 10km 圏内であったため、午後には、町災害対策本部を津島支所へ移転した。避難の際、役場職員は、パソコン 3 台を庁舎から持ち出した。津島支所では、電話（固定・携帯）が利用できなかった。福島県庁から持ち込まれた衛星携帯電話 2 台を外部との連絡に利用した。15 日には、町独自の判断で、西に隣接する二本松市への避難を決定、町災害対策本部も二本松市東和支所へ移転した。役場から持ち出した 3 台と津島支所にあった端末とを合わせ、10 台のパソコンを持ち出した。この間、情報源はテレビであった。

いわき市内のデータセンターに保管してあった住基・税・福祉システムのバックアップデータを用いて、4 月 4 日に簡易サーバを構築し、役場業務に使用した。4 月下旬からデータセンターとのネットワークをつないだ。

¹⁹² 平成 23 年 11 月 16 日現在、平成 22 年 10 月現在の人口は 20,905 名。

¹⁹³ 総務省「原発避難者特例法に基づく指定市町村の指定

(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei01_01000025.html)」、平成 24 年 3 月閲覧

5月23日、二本松市東和支所から同市郭内にある福島県男女共生センターへ役場機能（災害救援班の業務を除く。）を移転した。9月5日、災害救援班も福島県男女共生センターへ移転した。

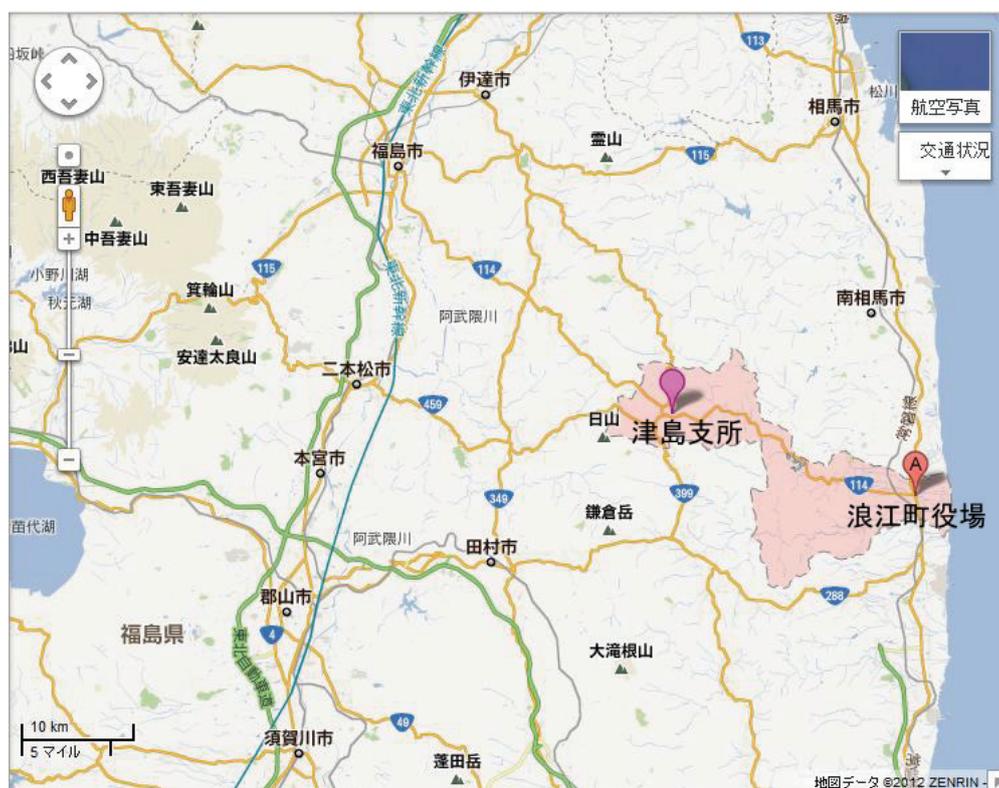
● 住民票等各種証明発行業務の開始時期等

被災証明書（自然災害又は原子力災害により被災したことを証明するもの）は、3月22日から発行した。手書きでは時間がかかるため、簡易なシステムを独自に開発し、翌23日から使用した。住民票・印鑑証明書・税証明書の発行は、二本松事務所（二本松市東和支所内）で4月4日から開始した。災害収束の見通しが明確でなく、避難が長期間になることが予想されるため、4月中旬から「被災証明書」の発行を行うこととなった。

現在の二本松事務所（福島県男女共生センター内）での業務は、平成24年8月までとなっており、その後はどの場所で業務を行うのか、平成23年12月現在では確定していない状況である。

1. 調査団体の基本データ

1-1. 地理位置関係、人口、面積、職員数、財政状況、組織体制など



(google map から)

福島県浜通りの中央に位置し、西は阿武隈山地、東は太平洋に接した同県最東端。

面積 ¹⁹⁴	223.10 km ²
人口 ¹⁹⁵	20,905 人 (7,176 世帯) ※平成 22 年 10 月 1 日現在
職員数 ¹⁹⁶	180 人 ※平成 22 年 4 月現在
財政状況 ¹⁹⁷	平成 21 年度決算 (一般会計) : 歳入 81 億円、歳出 76 億円
組織体制 ¹⁹⁸	<p>平成 23 年 3 月 11 日以降、当面は、班制をとっている。更に同年 12 月に除染推進担当強化等を行った。</p> <p>内訳 : 災害救援班 (除染推進、放射線管理含む)、一時立入計画班、総務班、行政運営班、出納班、総合情報班 (仮設住宅などの受付を含む)、町民窓口班、健康保険班、福祉こども班 (災害給付含む)、産業振興・賠償対策班、避難生活支援班、生活支援物資班、住宅支援班、議会事務局、教育委員会事務局、診療所運営 (一部業務は兼務で対応)</p> <p>役場機能の二本松市内への移転後、避難者の把握と総合相談業務を担うため、猪苗代・土湯・岳温泉の各連絡所を開設 (8 月 26 日に業務終了) した。</p> <p>平成 23 年 12 月現在、二本松市内に浪江町役場二本松事務所、浪江町役場二本松第二事務所の二つの事務所があるほか、福島市内、本宮市内、桑折町内、いわき市内、南相馬市内の 5 か所に出張所がある。</p> <p>役場職員は、二本松事務所に 126 名、二本松第二事務所に 20 名、出張所等に 22 名の計 168 名体制。</p>

194 「平成 22 年全国都道府県市区町村別面積調

(<http://www.gsi.go.jp/KOKUJYOH/MENCHO/201010/opening.htm>) (国土地理院)、平成 23 年 12 月閲覧

195 「平成 22 年国勢調査 (<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>)」(総務省、平成 23 年 10 月)

196 「地方公共団体定員管理調査結果

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teiin-kyuuyo.html)」(総務省、平成 22 年 12 月)

197 「平成 21 年度市町村別決算状況調 (http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/h21_shichouson.html)」(総務省)、平成 23 年 12 月閲覧

198 浪江町「職員体制・配置表」(インタビュー時入手) から

(参考) 役場等の位置



(google map から)

1-2. 被害規模（震度、死亡者数、行方不明者数、倒壊建物数等）¹⁹⁹

震度	震度 6 強 (M9)
津波	3 月 11 日 15 時 33 分大津波第 1 波到達以降、数度の大津波
町外避難者	県内 13,846 人、県外 7,199 人（発災時の総人口は 21,434 人） ※平成 23 年 11 月 16 日現在
死亡・行方不明者数	死亡 175 人、行方不明 7 人 ※平成 23 年 11 月 16 日現在
家屋被害数	流出 604 戸、地震による全壊 29 戸（大規模半壊以下は未判定） ※平成 23 年 11 月 16 日現在

1-3. 庁舎の構造、耐震状況

役場庁舎は、鉄筋コンクリート建て 4 階で、築 15 年が経過していた。地震の揺れにより、役場庁舎の一部が損壊した。役場庁舎は、大水など河川の氾濫など影響を受けにくいところに立地していた。

¹⁹⁹ 「浪江町復興ビジョン策定に当たって」（インタビュー時入手）から（ただし、「死亡、行方不明者数」は、取材時の数であり、資料と異なる）



浪江町にある浪江町役場

(左=玄関入口は多少損傷、右=同内部 棚などは倒れているが情報システムは異常なし、浪江町提供写真)



(左：平成 23 年 5 月に役場機能が移転した福島県男女共生センター（二本松市内）外観、
右：同センターのホールに浪江町役場二本松事務所がある。その入口、訪問時撮影)

1 - 4. 発災時の全体的な状況

3 月 11 日

地震発生により、町内各所で建物倒壊や道路損壊があった。15 時 33 分、大津波の第 1 波が浪江町沿岸に到達、以降数度の大津波が到達した。住民の多くは町内 12 か所の施設に避難した。気象庁の津波警報（大津波）を受け、町が避難勧告を出した。役場庁舎の近くの体育館、役場庁舎にも住民が避難してきた。役場職員全員が、避難する住民の誘導などの対応をした。

3 月 12 日（午前）

役場庁舎に設けた町災害対策本部は、情報が遮断されるなか、全体の情報を把握し切れないまま、テレビ等の情報から、同発電所半径 10 km 圏外への避難誘導及び避難開始を決定した。

3 月 12 日（午後）

13 時、町北西部にある津島支所への町災害対策本部移転を決定した。15 時 36 分、同発電所 1 号機が水素爆発した。18 時 25 分、半径 20 km 圏内の住民に避難指示が出たにもかかわらず、役場には連絡がなかった。夕方から夜にかけて、半径 20 km 圏外への避難誘導及び避難を開始した。津島支所に移った時、固定電話は使えず、携帯電話も 1 日のみ利用可能で、テレビが唯一の情報源だった。津島支所に移ってから、固定電話の代わりに（県か

ら持ち込まれた) 2 台の衛星携帯電話を県などとの連絡に利用した。

3 月 13 日～15 日。

13 日 15 時 41 分、同発電所 1 号機で水素爆発があった。

14 日 11 時 1 分、同発電所 3 号機で水素爆発があった。

同発電所の水素爆発が相次ぐ中、どこからも連絡のないまま、15 日 4 時 30 分、町独自の判断で町外への避難を決定した。西に隣接する二本松市長へ受け入れの依頼を開始した。15 日 10 時、町長が浪江町全域に避難指示を発令、二本松市への避難を決定した。11 時には半径 20 km～30 km 圏内住民への屋内待避指示が出ていたが、役場には連絡はなかった。

15 日中に、二本松市東和地区に避難所を開設、4,000～5,000 人が避難した。町災害対策本部を同地区(二本松市東和支所内)へ移転した。本部において、各避難所の避難者数を把握し、必要な物資を搬送する作業を行った。

4 月 22 日

同発電所半径 20 km 圏内が警戒区域となった。

5 月 23 日

二本松市東和地区から同市郭内にある福島県男女共生センターに役場機能を移転(平成 24 年 8 月までの契約)した²⁰⁰。

3 月 11 日 14 時 46 分の地震発生から①16 時 45 分の東京電力福島第一原子力発電所の電源喪失の旨、東電から政府への通報、②同日 21 時 23 分、同発電所半径 3 km 圏内の住民の避難指示、半径 3 km～10 km 圏内の住民に屋内待避指示、③翌 12 日 5 時 44 分の同 10 km 圏内の住民に避難指示——に至るまで、役場に対し一切の連絡はなかった。

情報がほぼ無い中で、地震・津波発生から 4 日後の 3 月 15 日に、独自の判断により町から全住民が避難するという、極めて異例な事態に陥った。着の身着のままの避難であり、役場庁舎には、資料はもちろん、機器類もそのまま残した状態だった。その間、役場職員は、「住民の避難場所への誘導」「住民の避難先の確認」「どこの避難所に何人いるか」「そのための暖房、水、食料はどのくらい必要か」「それらの物資をどう調達するか」など住民への対応を行った。時間が経つにつれ、「避難した住民の移動先の確認」や「生存者の確認」は、困難を極めた。3 月 15 日に浪江町を出て二本松市東和支所に移るまで、通常の行政業務を執行する環境も人員もなかったに等しい状態であった。

2. ICT 部門の業務把握

2-1. ICT 部門の業務範囲

²⁰⁰ 二本松市東和支所では、男女共生センターへの移転後も、9 月 4 日までは災害救援班の業務を継続していた。

名称	行政運営班（3月11日時点では企画調整課企画経営係）
人数	係長1名、主査1名
場所	役場庁舎2階
管理システム	住基・税・福祉システムを管理。戸籍サーバについては業務部門が管理。

2-2. 組織体制及び緊急時の指揮命令系統（訓練実施状況含む）

地域防災計画では、役場機能そのものが移転するという想定はなかった。行政機能の復旧のための手順書は、存在しなかった。

2-3. 平常時業務と災害時業務のすみ分け、災害対策本部との業務調整（災害時情報発信含む）

非常時は、町長を本部長とする町災害対策本部が設置される。本部は、住民生活課（3月11日時点）が中心となる。ICT部門（企画経営係）は、企画調整課（3月11日時点）に属する。

2-4. 災害時対応における外部事業者との委託契約の有無、契約内容

情報システム委託事業者との契約に、災害時の対応（災害時の参集や復旧担当者の確保等）を定めた条項はなかった。

2-5. 住基／戸籍／税／福祉業務データのバックアップ（場所・頻度・方法）

住基・税・福祉業務システムは、いわき市にある情報システム委託事業者のデータセンター内のサーバへ、毎日バックアップしていた。戸籍データは、役場庁舎内で毎日バックアップしていた。

2-6. 「被災者支援システム」²⁰¹等、類似システムの導入、活用状況

最大の仕事は、避難者名簿の作成であった。数度の大津波が町沿岸地域に到達したため、住民の最大のニーズは、行方不明者の安否確認だった。パソコンは、津島支所への避難の際、役場庁舎から3台持ち出した。二本松市内へ移動した際は、その3台と津島支所にあったパソコンを合わせて10台ほど持ち出した。二本松事務所（二本松市東和支所内）で

²⁰¹ 阪神・淡路大震災を経験した兵庫県西宮市において開発された、地震や台風などの災害発生時における地方公共団体の業務をトータル的に支援するための業務システムの名称。平成17年度にLASDECの地方公共団体業務用プログラムライブラリに登録され全国の地方公共団体に無償で公開・提供されている。

は、プリンタを共有するために、簡単なネットワークを組んだ。

避難所で住民が手書きした避難者名簿は、役場職員がエクセルへ入力した。名簿作成の際は、「ひらがなの名前」と「生年月日」を書いてもらうべきであったと思う。この二つの情報を住基台帳と突き合わせれば、もっと正確な避難者名簿の作成が可能だったであろうと思う。避難所で作成した避難者名簿と、住基データを突き合わせても、一致しない場合があった。避難所から親戚の家へ移動するなど、住民の避難先は常に変化していたため、住民の所在を正確に把握することは、困難であった。

被災証明書（自然災害又は原子力災害により被災したことを証明するもの）は、3月22日から発行した。手書きでは時間がかかるため、簡易なシステムを独自に開発し、翌23日から使用した。住民票・印鑑証明書・税証明書の発行は、二本松事務所（二本松市東和支所内）で4月4日から開始した。災害収束の見通しが明確でなく、避難が長期間になることが予想されるため、4月中旬から「被災証明書」の発行を行うこととなった。

「被災者支援システム」は、4月になって、情報システム委託事業者から紹介された。希望する機能（住所の持ち方など）の有無を確認したところ、事業者側からは、「そのような機能を求めるのであれば、『被災者支援システム』は使い勝手が良くないだろう。」との返事があり、採用しなかった。

3. 被災時の ICT 部門の状況

3-1. 災害発生時の状況（情報部門における職員被災状況、参集状況、他団体（NPO等含む。）からの応援状況等）

地震発生直後、津波警報（大津波）による避難指示が発令され、町内全域（全12か所）に避難所が開設された。混乱の最中、情報システム担当職員は、安否確認等で使用することを想定して、住基システムからデータを CSV 形式で出力した。津島支所への避難の際は、そのデータを持ち出した。それ以外のデータについては、持ち出す余裕はなかった。

津島支所への避難の際は、着の身着のままで逃げた。津島支所到着後は、避難者に対する暖房、水、食料の確保に奔走した。二本松市内へ移転後、情報システム委託事業者を含む民間事業者からは、サーバ機器等の支援を、ICT 支援応援隊²⁰²からはパソコンの提供を受けた。

他の地方公共団体からの応援職員は16人（岡山県などから）。1～2週間単位で、仮設住宅関連窓口の対応や、11月20日に行われた福島県議会選挙、浪江町長選挙などで支援をいただいた。

3-2. 住基／戸籍／税／福祉システムの被災状況（サーバ室等被災状況、データ利用可否、データ喪失率、災害時業務の IT システム依存度、復旧に当たった人員＜外部事業者含む＞の参集方法等）

²⁰² 平成23年4月に設立された、経団連及び ICT 関連企業による「東日本大震災 ICT 支援応援隊」。ネットワーク、ハードウェア、ソフトウェアという ICT の各業態の力を結集して、被災者・被災地の救援、復旧の支援を行った。

【発災直後】

サーバ室内は、システムへ重大な影響を与える被害はなかった。

【復旧プロセス】

住基・税・福祉システムに関しては、いわき市内のデータセンターで保管していたバックアップデータを使って、二本松事務所（二本松市東和支所内）において、簡易サーバによる仮復旧（4月4日から稼働）を行った。機器等は、情報システム委託事業者の支援を受けた。4月下旬からは、いわき市のデータセンター内のサーバとネットワークを結び、役場業務に利用している。データセンターとの間の通信回線がダウンした場合でも、証明書発行など最低限の業務が実施できるよう、仮復旧の際に使用していた簡易サーバは、引き続き使用している。いわき市のデータセンター内のサーバは、情報システム委託事業者の厚意により、使わせてもらっているものである。また、現行の住基システムでは、住民一人につき一つの住所（住民票上の住所）しか登録できない。住民は、住民票を移さずに、二本松市、郡山市、福島市などへ避難しているため、そのままでは、各種の通知を送ることもできない状況である。そのため、平成24年3月までに、新たな情報システムの構築について、検討することとしている。

戸籍に関しては、3月20日ごろに役場庁舎に一時的に戻った際、サーバ室のラックからサーバを取り外し、二本松事務所（二本松市東和支所内）へ持ってきた。

3-3. 電気・通信インフラの被災状況（電源、庁内ネットワーク、地域イントラネット、電話、ファクシミリ、インターネット等の状況、県や他市町村とどのような手段で連絡をとったか）

【発災直後】

役場庁舎内は、地震発生直後に停電したが、3月12日6時35分に復電した。電話は、固定・携帯ともに、使える状況ではなかった。衛星携帯電話は保有していなかった。インターネットは、発災直後から使用不可となった。連絡手段がまったくなかったため、外部と連絡を取ることはできなかった。

【復旧プロセス】

3月12日から15日までの間、津島支所では、電気は使えたが、ネットワークは不通であった。外部との連絡は、福島県から提供された衛星携帯電話2台を使用した。津島地区では、携帯電話の基地局は、大きな被害はなく稼働しており、基地局のバッテリーがなくなるまでの1日間だけ、携帯電話は使用できた。原発事故に関する重要情報の主な情報源は、テレビであった。

3月15日、二本松事務所（二本松市役所東和支所内）に役場機能を移転した。複数のパソコンで1台のプリンタを共有するため、簡易なネットワークを組んだ。本格的なネットワークは、住民基本台帳などの基幹業務系（いわき市にあるデータセンター内のサーバと接続、冗長化せず）は4月下旬に、ファイルサーバの共有を含めた内部情報系（インター

ネット未接続)は5月に入り、それぞれ構築した。5月下旬には、台数限定でインターネットへの接続が可能となった。総合行政ネットワーク(LGWAN)²⁰³は、未接続の状態である。

電話、ファクシミリについては、二本松事務所(二本松市役所東和支所内)への移転後は、問題なく利用することができる。

公式ホームページは、ホームページ作成に詳しい役場職員により、3月下旬ころ運用を開始した。4月中旬からは、福島市内の事業者の協力により、ホームページやメールアドレスを作成、運営を始めた。

3-4. ハードウェアの被災状況(コピー機、パソコン端末、ホストマシン、サーバの状況)

役場には、約300台のパソコンがあった。地震・津波で損壊したものはなかった。役場から津島支所への避難の際、パソコンを3台持ち出した。その後、二本松市東和支所へ移動した際は、その3台と津島支所にあったものとを合わせて、10台ほど持っていった。一時的に庁舎に戻った際、120台ほどを二本松事務所へ順次運び出した。

ICT支援応援隊からの支援(ノートパソコン20台)を含め、新たに60~70台のパソコンを調達した。12月9日現在、業務に必要なパソコンは、確保済みである。

コピー機は、役場から持ち出していない。サーバについては3-2のとおり。

3-5. ファシリティ(設備)の被災状況(空調設備、作業部屋の状況)

役場庁舎には、大きな被害はなかった。

3-6. 調査団体固有事項(その他被災状況による個別事項)

震災により、役場機能は3度の移転を余儀なくされた。平成23年12月現在、次年度以降の役場機能を置く場所は、確定していない。東京電力福島第一原子力発電所事故による、度重なる移転に伴う行政機能の維持・継続に、役場全体が取り組んでいる状態であった。

情報システム委託事業者の協力により、バックアップデータを使用した簡易サーバを構築し、4月4日から住民票・印鑑証明書・税証明書の発行窓口を再開した。3月11日までに役場庁舎の窓口で受け付けた届出等の書類は、二本松市内に移転後に、順次持ち出し、システムへ反映させている。

4月中旬までは、ICT部門の職員も、避難者の対応に集中した。

²⁰³ 地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク。Local Government Wide Area Network を略し LGWAN と呼ばれる。LGWAN は、地方公共団体相互間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図るための基盤として整備され、府省間ネットワークである霞が関 WAN との相互接続により、国の機関との情報交換も行える。セキュリティレベルが高く、ASP を利用し様々な行政用アプリケーションサービスも提供されている。

4. 被災、復旧段階を経ての今後の課題に対する考え方

4-1. 電源、通信手段の確保など電気・通信インフラ等の緊急時の備えについてどう考えるか

役場機能の移転場所を検討する過程で考えていく。

4-2. ネットワーク環境の重層化、各種システムの冗長化についてどう考えるか

新たな出張所が開設され次第、二本松事務所との間にネットワークを構築している。役場職員間では、紙でも情報をやりとりしている。職員数は約 180 人であるため、現状ではこれで問題はないと判断しているが、新たな情報システムを構築する際は、二本松事務所－出張所間のネットワークを利用する予定である。

4-3. 庁舎外に住民データ等を置くことについてどう考えるか（特に、バックアップサイト、バックアップ体制の考え方<場所、保管方法等>）

システムのバックアップデータ（戸籍を除く。）は、震災前から役場庁舎外に置いていた。新たな情報システムを構築する過程で改めて考えるが、データは自前で持たず、かつ 2 か所以上で保管するべきだと考えている。データセンターやクラウドの活用等、多くの選択肢の中から検討する。

4-4. BCP（業務継続計画）策定の状況について（策定済みの場合は改善点、災害時の運用について）

考えられる状況ではない。まずは町の行政機能回復が先となる。

4-5. 複数の市町村によるシステムの共同利用又は自治体クラウドに期待する効果及び課題

新たな情報システムを構築する際に、検討する可能性はある。

4-6. 国や県に対する要望について

町の予算は、行政機能の回復に向けた取組に優先的に充てたいので、予算を回せない部分に、国の補助金で、活用できるものがあれば、活用したいと考えている。

【付属表-①：(ICT 部門管轄の)業務データ、インフラ等被災・復旧状況】

		直後（発災後 24 時間）	復旧作業有 無※1	必要だった 支援策	平常復帰の時 期
情報 システム・ データ	住基・税・福祉システム (戸籍システムは別管理)	停電後利用不可	無	なし	4月4日簡易 サーバ設置、4 月下旬よりい わき市内デー タセンターサ ーバと接続
	—データ喪失	なし	無	なし	—※2
	—バックアップデータ 【保管頻度・方法・場所】 毎日バックアップ。戸籍は 庁舎内で。それ以外のシス テムは庁舎とデータセンタ ー（町外）にあるサーバそ れぞれでバックアップ。	3月11日分も バックアップ した	無	なし	4月4日設置 の簡易サーバ 上で使用
電気・通信 インフラ	電源	停電	無	なし	3月12日
	庁内ネットワーク (情報系・業務系)	不明	無	なし	業務系 4月 末、情報系 5 月
	地域イントラ (町庁舎—支所間)	不明	無	なし	出張所開設 後、順次接続
	電話（固定）	利用不可	無	なし	詳細不明
	電話（携帯）	利用不可	無	なし	詳細不明
	電話（衛星）	所有していな かった	無	なし	3月12日津島 支所に移動し てから県提供 のものを使用
	ファクシミリ	不明	無	なし	—
	インターネット	利用不可	有	なし	5月下旬
ハード ウェア	コピー機・パソコン端末	被害なし	無	なし	—
	ホストマシン・サーバ	被害なし	無	なし	—
設備・ 人員	空調設備	被害なし	無	なし	—
	作業部屋	被害なし	無	なし	—
	ICT担当職員	被災なし	無	—	—

※1 復旧作業の有無は、復旧プロセスの中で、町職員及び情報システム委託事業者による作業が必要であったかどうかの有無となる。作業は発生せず、復旧を待っている状態は「無」となる。

※2 「—」は、該当回答がない場合の記載。

【付属表一②：災害時業務に関するシステム導入状況、窓口業務再開時期】

	導入状況	システム稼働日
被災者支援システム (西宮市開発)	導入せず	—
その他システム	被災証明書発行のための簡易なシステムを独自開発	3月23日
	窓口業務再開時期	
災害時窓口業務 (安否確認、死亡届受付、り 災証明書発行等)	安否確認は3月11日から 被災証明書発行は3月22日から り災証明書発行は4月中旬から	
通常窓口業務	二本松事務所(二本松市東和支所内)で 4月4日から	

